

生活交通改善事業計画

（バリアフリー化設備等整備事業）について

目 次

1 生活交通改善事業計画 （バリアフリー化設備等整備事業－ノンステップバス）	1
2 生活交通改善事業計画 （バリアフリー化設備等整備事業－福祉タクシー）	5

第18回 藤沢市地域公共交通会議

2019年2月13日（水）

藤 沢 市

1. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－ノンステップバス）

1-1. 趣旨説明

本件につきましては、ノンステップバス車両導入補助に関する補正予算が、国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

「改善計画」の提出により交通事業者は、ノンステップバス車両の導入にあたって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金の獲得が可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

1-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
・ノンステップバスの導入（大型（車長9m以上） 11台）	： 神奈川中央交通（株）
・ノンステップバスの導入（大型（車長9m以上） 9台）	： 江ノ島電鉄（株）

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
30年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
大型ノンステップバス導入 補助 (サバイバル 対応)	452,883 千円	28,000 千円	千円	千円	424,883 千円
	100%	6.2%	%	%	93.8%

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成31年2月13日

(名称) 藤沢市地域公共交通会議

(代表者名) 岡村 敏之 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
平成30年度 ノンステップバス導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者、障がい者をはじめ、車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー使用者等の段差の移動を負担に感じる全てのバス利用者に対して、ノンステップバスの導入を促進することにより、バスの利用環境を改善し、自立した移動による社会参加の機会を増やすことを目的とします。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
平成29年度末において、藤沢市では103両のノンステップバス車両が運行され、バリアフリー車両の導入率は約48%となっています。平成22年度に国土交通省が示したバリアフリー法に基づく『移動円滑化の促進に関する基本方針』では、平成32年度までにノンステップバス車両の導入率を約70%とする方針が示されていることから、バス事業者の車両更新に合わせてノンステップバス車両の導入を促進していきます。
(2) 事業の効果
ノンステップバスの導入率が向上することにより、段差の移動を負担に感じるバス利用者にとって、買い物や通院等の移動の負担が軽減され、バス利用者の利便性及び安全性の向上による利用者数の増加が見込まれます。また、今まで自家用車で移動をしていた人が、バスへの利用転換を行うことで環境負荷への低減も見込むことができます。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：(補助対象事業者)
【内容】 ノンステップバスの導入 【藤沢市合計】 大型（車長9m以上）20台 【業者別内訳】 神奈川中央交通（株）：大型11台、江ノ島電鉄（株）：大型9台
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 神奈川中央交通（株）、江ノ島電鉄（株）ともに 身体、知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃3割 精神：設定なし
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。（平成31年3月31日見込み） ・ノンステップバス：112台、ワンステップバス：103台、リフト付きバス：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：215台

５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
平成３０年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
大型ノンステップバス 導入補助 （サバイバル 対応）	４５２，８８３ 千円	２８，０００ 千円	千円	千円	４２４，８８３ 千円
	１００％	６．２％	％	％	９３．８％
平成３１年度（翌年度）※					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
大型ノンステップバス 導入補助 （サバイバル 対応）	４５２，８８３ 千円	２８，０００ 千円	千円	千円	４２４，８８３ 千円
	１００％	６．２％	％	％	９３．８％
※平成３１年度は補助予定台数が未定のため、平成３０年度を参考に記載しています。					

６．計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	平成３０年度			
	４月	９月	１２月	３月
大型ノンステップバスの導入	３月３１日着手・完了予定 （補正対応により、繰越可） ●			
小型ノンステップバスの導入	導入未定			

事業の名称	平成３１年度			
	４月	９月	１２月	３月
大型ノンステップバスの導入	交付決定後着手予定 ●——● ３月３１日完了予定			
小型ノンステップバスの導入	導入未定			

事業の名称	平成３２年度			
	４月	９月	１２月	３月
大型ノンステップバスの導入	交付決定後着手予定 ●——● ３月３１日完了予定			
小型ノンステップバスの導入	導入未定			

７．協議会の開催状況と主な議論
・平成２５年　４月２５日（第１回）藤沢市地域公共交通会議設立 ・平成３１年　１月３１日　神奈川中央交通株式会社と江ノ島電鉄株式会社の車両の導入方針及び平成３０年度の導入計画について合意。 ・（第１８回交通会議の結果を記載予定）

8. 利用者等の意見の反映

(第18回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定)

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・ 神奈川県県土整備局 都市部交通企画課
関係市区町村	・ 藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	・ (社)神奈川県バス協会相模支部藤沢地区会 ・ 神奈川中央交通株式会社 ・ 江ノ島電鉄株式会社 ・ 藤沢警察署 ・ 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	・ 神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・ 藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	・ 市民 ・ 東洋大学教授 ・ 特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県藤沢市朝日町1-1

(所 属) 藤沢市 計画建築部 都市計画課

(氏 名) 由川 響

(電 話) 0466-50-3537

(e-mail) fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp

2. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－福祉タクシー）

2-1. 趣旨説明

本件につきましては、福祉タクシー車両、ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー車両」という。）導入補助に関する補正予算が、国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

「改善計画」の提出により交通事業者は、福祉タクシー、UDタクシーの導入にあたって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金の獲得が可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

2-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

福祉タクシー車両
 ・ 神奈中ハイヤー（株）：2台
 UDタクシー車両
 ・ 相模交通（株）：1台
 ・ （株）ミナミ商会：3台
 ・ 藤沢タクシー（株）：1台

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

30年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー車両導入	7,392 千円	1,200 千円	千円	千円	6,192 千円
	100%	16.2%	%	%	83.8%
UDタクシー車両導入	15,417 千円	3,000 千円	千円	千円	12,417 千円
	100%	19.5%	%	%	80.5%
合 計	22,809 千円	4,200 千円	千円	千円	18,609 千円
	100%	18.4%	%	%	81.6%

※総事業費については見込み額を記載

(案)
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成31年2月13日
(名称) 藤沢市地域公共交通会議
(代表者名) 岡村 敏之 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
平成30年度 藤沢市福祉タクシー車両及びユニバーサルデザインタクシー車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後も高齢化が進むと考えられるため、病院や福祉施設周辺の道路、駅施設などの公益施設におけるユニバーサル化、交通安全対策の推進と併せて、公共交通車両のユニバーサルデザイン化を進めることが重要と考えられます。このことから、施設のユニバーサルデザイン化と併せ、タクシー事業者と連携した福祉タクシー車両及びUDタクシー車両の導入を促進します。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在、藤沢市域では、6台のUDタクシー車両が導入されています。移動円滑化の全国的な目標では、平成32年度までに約2万8千台の福祉タクシー車両の導入を目指していることから、藤沢市域内の福祉タクシー車両、UDタクシー車両については、藤沢市交通アクションプランに基づき32台の導入を目指しています。
(2) 事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで、従来タクシー車両での外出が困難となっていた車イス利用者等の利用が見込まれるとともに、誰にでも利用しやすい車両の増加は、高齢者や障がい者の外出機会を増やす効果が期待される。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】 ・スロープ付タクシー車両の導入（2台） ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（5台） 【業者別内訳】 ・スロープ付タクシー車両 神奈中ハイヤー（株）：2台 ・ユニバーサルデザインタクシー車両 相模交通（株）：1台、（株）ミナミ商会：3台、藤沢タクシー（株）：1台
【実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について】
・神奈中ハイヤー（株）：身体・知的・精神 各1割引 ・相模交通（株）：身体・知的・精神 各1割引 ・（株）ミナミ商会：身体・知的・精神 各1割引 ・藤沢タクシー（株）：身体・知的・精神 各1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシーを導入する事業

この事業は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条 2 項に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業であります。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

30 年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー車両導入	7, 392 千円	1, 200 千円	千円	千円	6, 192 千円
	100%	16. 2%	%	%	83. 8%
UDタクシー車両導入	15, 417 千円	3, 000 千円	千円	千円	12, 417 千円
	100%	19. 4%	%	%	80. 6%
合 計	22, 809 千円	4, 200 千円	千円	千円	18, 609 千円
	100%	18. 4%	%	%	81. 6%

※総事業費については見込み額を記載

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月
福祉車両・UDタクシー車両導入促進計画	3月31日着手・完了予定 (補正対応により、繰越可) ●	交付決定後～平成31年度末着手 ●——● 3月31日完了	交付決定後～平成32年度末着手 ●——● 3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成25年 4月25日（第1回）藤沢市地域公共交通会議設立 ・平成31年 2月 8日 神奈中ハイヤー株式会社、相模交通株式会社、株式会社ミナミ商会、藤沢タクシー株式会社の車両の導入方針及び平成30年度の導入計画について合意。	
・（第18回交通会議の結果を記載予定）	
8. 利用者等の意見の反映	
（第18回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定）	
9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・神奈川県県土整備局 都市部交通企画課
関係市区町村	・藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	・（社）神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 ・神奈川中央交通株式会社 ・江ノ島電鉄株式会社 ・藤沢警察署 ・藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	・神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	・市民 ・東洋大学教授 ・特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県藤沢市朝日町1-1

（所 属）藤沢市 計画建築部 都市計画課

（氏 名）由川 響

（電 話）0466-50-3537

（e-mail）fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp